

チェーンドラッグストア業界における 標準化検討状況

平成21年2月

チェーンドラッグストア業界における流通システム標準化検討委員会

1. これまでの流通システム標準化事業での活動概要

2. 本年度の検討内容

WG1: 商品マスター項目標準及び説明文書に関する検討WG

WG2: 流通ビジネスメッセージ標準に関する検討WG

3. 来年度以降の活動予定

1. これまでの流通システム標準化事業での活動概要

経済産業省 平成20年度
流通システム標準化事業

平成18年度

- ・チェーンドラッグストア業界での商品情報取得の現状と課題
- ・商品マスターデータ同期化(GDS)により期待できる効果
- ・GDSのチェーンドラッグストア業界への適用可能性

平成19年度

- ・商品マスター項目標準の策定と伝達方策の検討
- ・流通ビジネスメッセージ標準の策定検討
- ・店内での情報提供プロセスと提供方策の検討

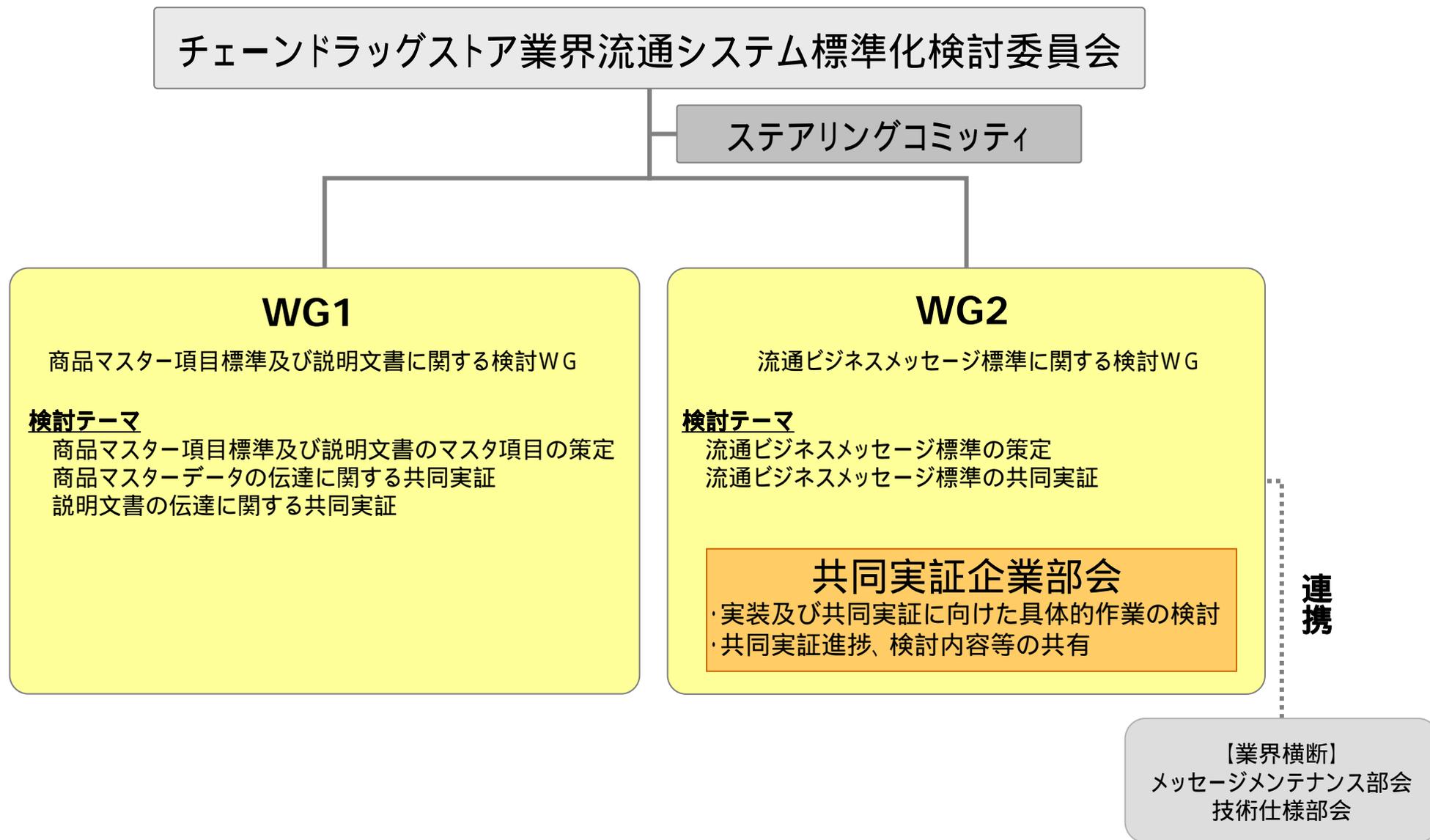
平成20年度

- ・スキーマ開発
- ・業務運用可能性の検証
- ・導入効果の検証

実用化

2. 本年度の検討内容



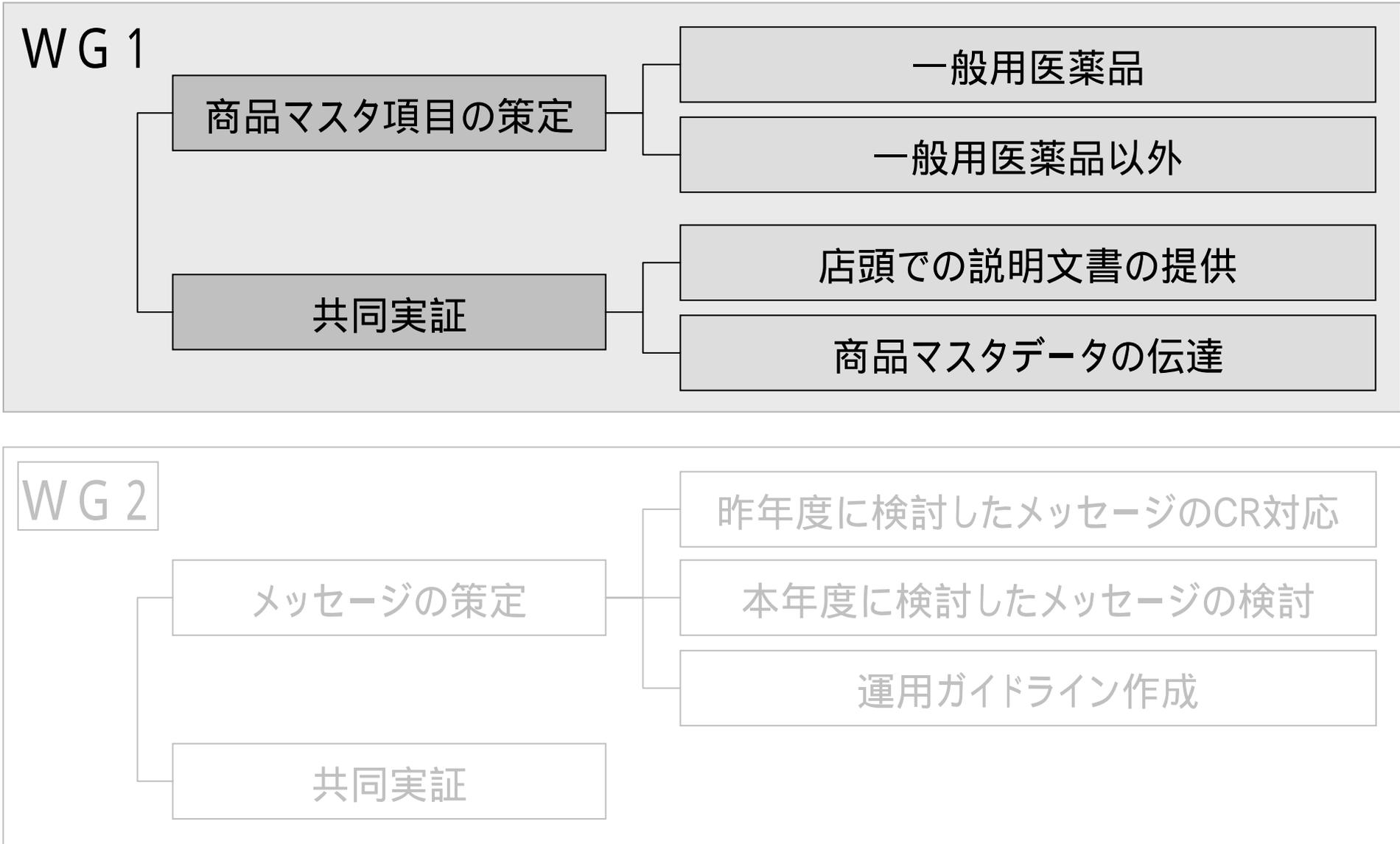


検討体制

経済産業省 平成20年度
流通システム標準化事業

区分	WG 1 参加企業	WG 2 参加企業
小売	(株)杏林堂薬局 (株)キリン堂 中部薬品(株) (株)ニユードラッグ (有)ヘルスサポートディエラ (株)ぱぱす (株)マツモトキヨシ ホールディングス (株)龍生堂本店	(株)イレブン (株)カワチ薬品 (株)マツモトキヨシ ホールディングス (株)ユタカファーマシー
卸	(株)大木 シーエス薬品(株) 丹平中田(株) (株)パルタックKS	(株)大木 花王カスタマーマーケティング(株) シーエス薬品(株) 丹平中田(株) (株)パルタックKS
メーカー	佐藤製薬(株) 武田薬品工業(株)	エスエス製薬(株) 興和新薬(株) 全薬工業(株) 大正製薬(株)
VAN・DB	(株)ジャパン・インフォレックス (株)プラネット	(株)CSKシステムズ (株)プラネット
ハードウェア	シャープシステムプロダクト(株) 東芝テック(株) 日本電気(株)	

2. 本年度の検討内容



■ 前提

- 酒類・飲料・加工食品、日用品・化粧品分野で策定された標準マスタ項目を前提として、チェーンドラッグストア業界で必要となる商品マスタ項目を検討

■ 検討の進め方

第1ステップ

必要性の検討

- ・標準化ニーズがあるか？
- ・既存の標準マスタ項目に、対応する項目があるか？
- ・項目を代替する手段があるか？

第2ステップ

データ構造の検討

- ・カテゴリ
- ・設定条件区分(必須 / 任意)
- ・繰返(あり / なし)
- ・コードリスト(あり / なし)
- ・属性(半角 / 全角、項目桁数、データ型)

商品マスタ項目の策定(一般用医薬品)

- 一般用医薬品に関わる、下記の商品マスタ項目の追加要求を提出(チェンジリクエスト)

	No.	標準化 に対する ニーズ	対応する標準 商品マスタ項目	項目を 代替する 手段	標準商品 マスタ項目への 変更要求	チェンジ リクエスト の状況
一般用医薬品区分	1	あり	なし	なし	する	済
説明文書の 商品マスタ項目	一般用医薬品販売名	2	あり	なし	する	済
	一般用医薬品販売名カナ	3	あり	なし	する	済
	成分・分量	4	あり	なし	する	済
	効能又は効果	5	あり	なし	する	済
	用法及び用量	6	あり	なし	する	済
	使用上の注意(してはいけないこと)	7	あり	なし	する	済
	使用上の注意(相談すること)	8	あり	なし	する	済

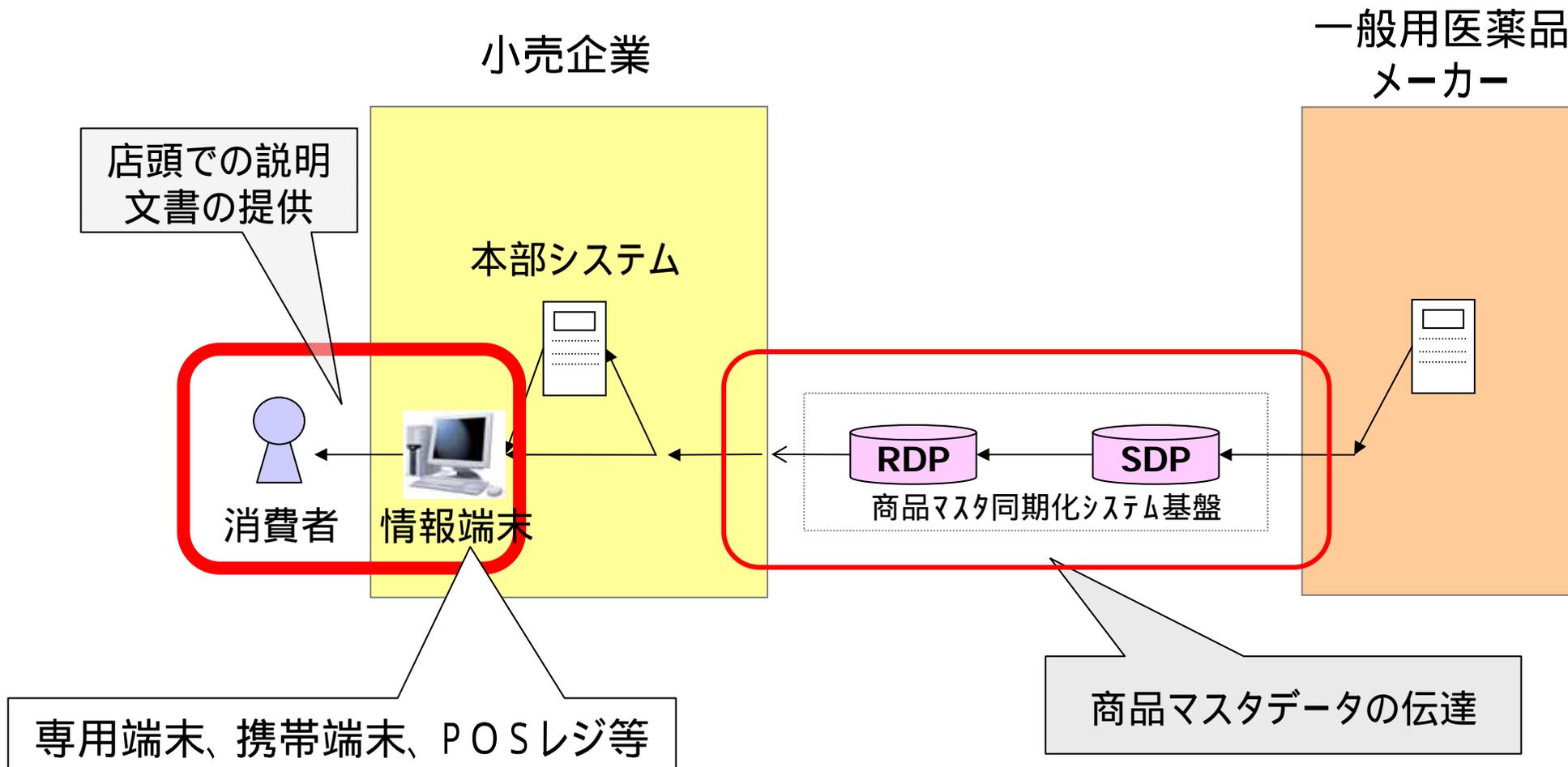
- 改正薬事法により、販売時に購入者への情報提供が義務化(第一類医薬品)されるが、購入者に提供されるべき情報を商品マスタ項目として追加(No.2 ~ 8)。

商品マスタ項目の策定(一般用医薬品以外)

	No.	標準化 に対する ニーズ	対応する標準 商品マスタ項目	項目を 代替する 手段	標準商品 マスタ項目への 変更要求	チェンジ リクエスト の状況	
許可または届出 タ項目が必要な 商品マスタ	乳製品区分	9	あり	なし	なし	する	提出予定
	たばこ区分	10	あり	なし	なし	する	提出予定
	肥料区分	11	あり	なし	なし	する	提出予定
	飼料区分	12	あり	なし	なし	する	提出予定
	農薬区分	13	あり	なし	なし	する	提出予定
	処方せん医薬品区分	14	あり	なし	なし	する	提出予定
	処方せん以外の医療用医薬品区分	15	あり	なし	なし	する	提出予定
	動物用医薬品区分	16	あり	なし	なし	する	提出予定
	高度管理医療機器区分	17	あり	なし	なし	する	提出予定
	毒薬区分	18	あり	なし	なし	する	提出予定
	劇薬区分	19	あり	なし	なし	する	提出予定
	毒物区分	20	あり	なし	なし	する	提出予定
	劇物区分	21	あり	なし	なし	する	提出予定
トその 業他、 商品マスタ 項目 チェン ド ラ グ ス	NPP区分	22	あり	なし	なし	する	提出予定
	代表アイテム名	23	あり	なし	なし	する	提出予定
	ブランドコード	24	あり	なし	あり	しない	-
	酒類コード	25	あり	なし	あり	しない	-
	アルコール度数	26	あり	なし	あり	しない	-
	商品の廃止区分	27	あり	なし	あり	しない	-
	ポイント発行不可区分	28	あり	なし	あり	しない	-
	値引区分	29	あり	なし	あり	しない	-
	アソート区分	30	あり	あり	-	-	-
	返品不可区分	31	あり	あり	-	-	-
	割り増し商品	32	なし	-	-	-	-

共同実証(WG1) 共同実証の全体像

経済産業省 平成20年度
流通システム標準化事業



店頭での説明文書の提供に関する共同実証 改正薬事法による影響

■ 販売者の資格、販売時の情報提供、商品陳列など、店舗業務に影響がある

(1) 第一類医薬品の販売等の際の情報提供の方法

① 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第36条の6第1項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、医薬品の販売等に従事する薬剤師に行わせなければならない。

ア 薬局又は店舗内の情報提供を行う場所において、対面で行わせること。

イ 第一類医薬品を購入しようとする者等における当該医薬品の使用が適正なものであること又は不適正なものとならないことを確認するための質問又は説明を行わせること。

② 情報提供の際に用いる書面に記載する事項

ア 医薬品の名称

イ 医薬品の有効成分の名称及びその分量

ウ 医薬品の用法及び用量

エ 医薬品の効能又は効果

オ 医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項

カ その他医薬品を販売等する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項

(2) 第二類医薬品の販売等の際の情報提供の方法

薬局開設者又は店舗販売業者は、法第36条の6第2項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、医薬品の販売等に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせるよう努めなければならない。

ア 薬局又は店舗内の情報提供を行う場所において、対面で行わせること。

イ 第二類医薬品を購入しようとする者等における当該医薬品の使用が適正なものであること又は不適正なものとならないことを確認するための質問又は説明を行わせること。

※説明する事項は、(1)②に同じ。

出所)厚生労働省

■ 機器別に以下の視点で「業務運用の可否」を評価

1. 説明を受ける立場

説明文書を要求してから表示されるまでの時間

説明文書の確認のしやすさ(表示領域の大きさ、文字フォント、配置、スクロールなど)

2. 説明をする立場

JANコードの入力～説明文書表示の操作性(ボタン等の見やすさ、レスポンス)

説明文書の説明のしやすさ

3. 印刷物の評価

印刷を要請してから説明文書が印刷されるまでの時間

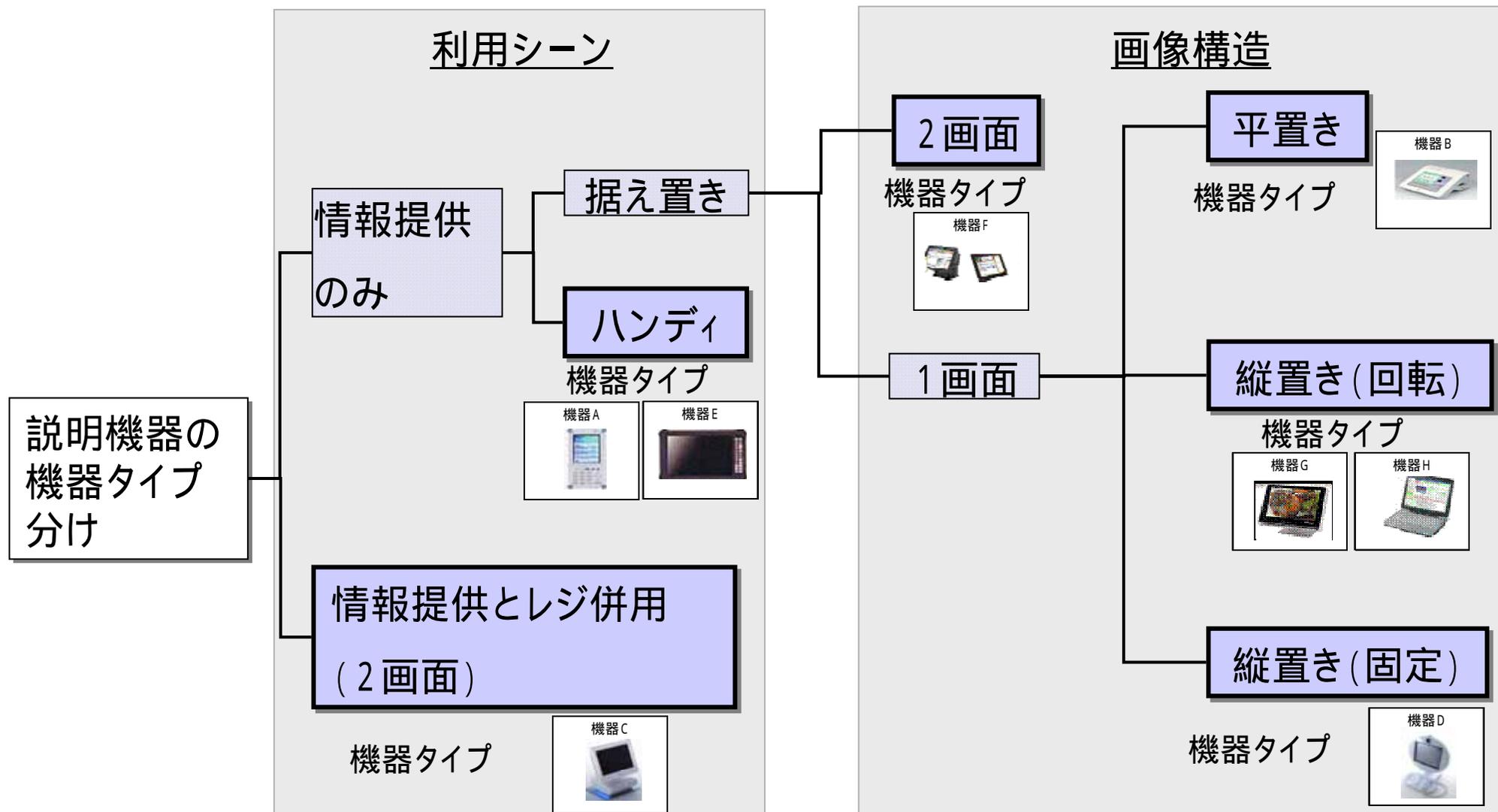
説明文書(印刷物)の印字内容の確認のしやすさ(紙面の大きさ、文字フォント、配置など)

■ 評価結果

- すべての機器タイプで、上記の評価項目において、「業務運用可能」、「業務運用可能(改善必要あり)」が過半数であった。

店頭での説明文書の提供に関する共同実証 説明機器のタイプ分け

- 説明機器として、 ~ の6種類を用意



店頭での説明文書の提供に関する共同実証 説明機器の評価

経済産業省 平成20年度
流通システム標準化事業

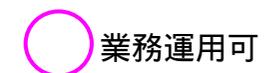
評価項目		機器タイプ	I					
			2画面	1画面平置き	1画面回転	1画面固定	ハンディ	レジ併用
説明を受ける立場	1 -	説明文書を要求してから表示されるまでの時間						
	1 -	説明文書の確認のしやすさ						
説明をする立場	2 -	JANコードの入力～説明文書表示の操作性						
	2 -	説明文書の説明のしやすさ						

【凡例】



総合評価						
------	--	--	--	--	--	--

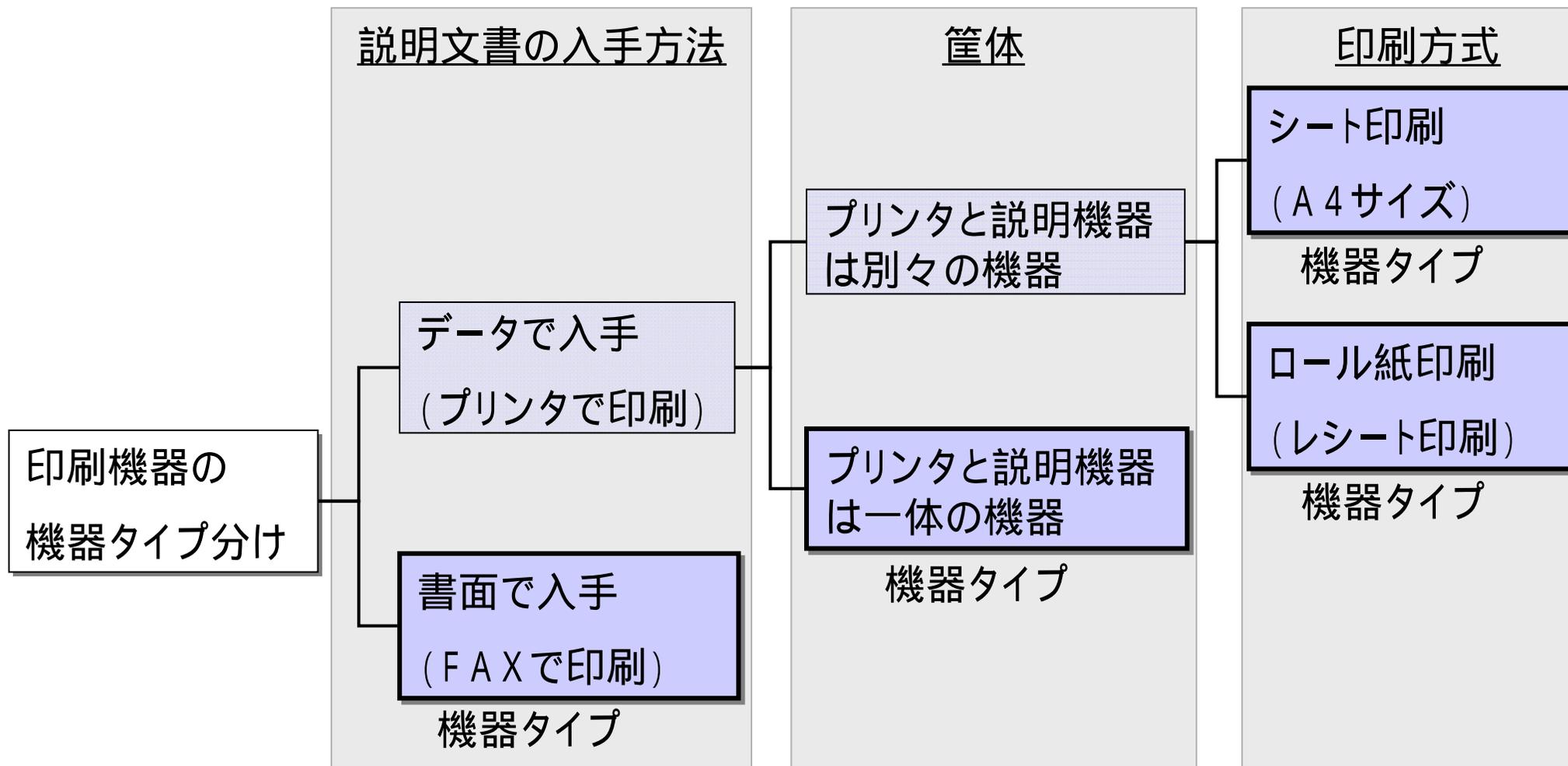
【凡例】



すべて業務運用可

店頭での説明文書の提供に関する共同実証 印刷機器のタイプ分け

- 印刷機器として、i~ の4種類を用意



店頭での説明文書の提供に関する共同実証 印刷機器の評価

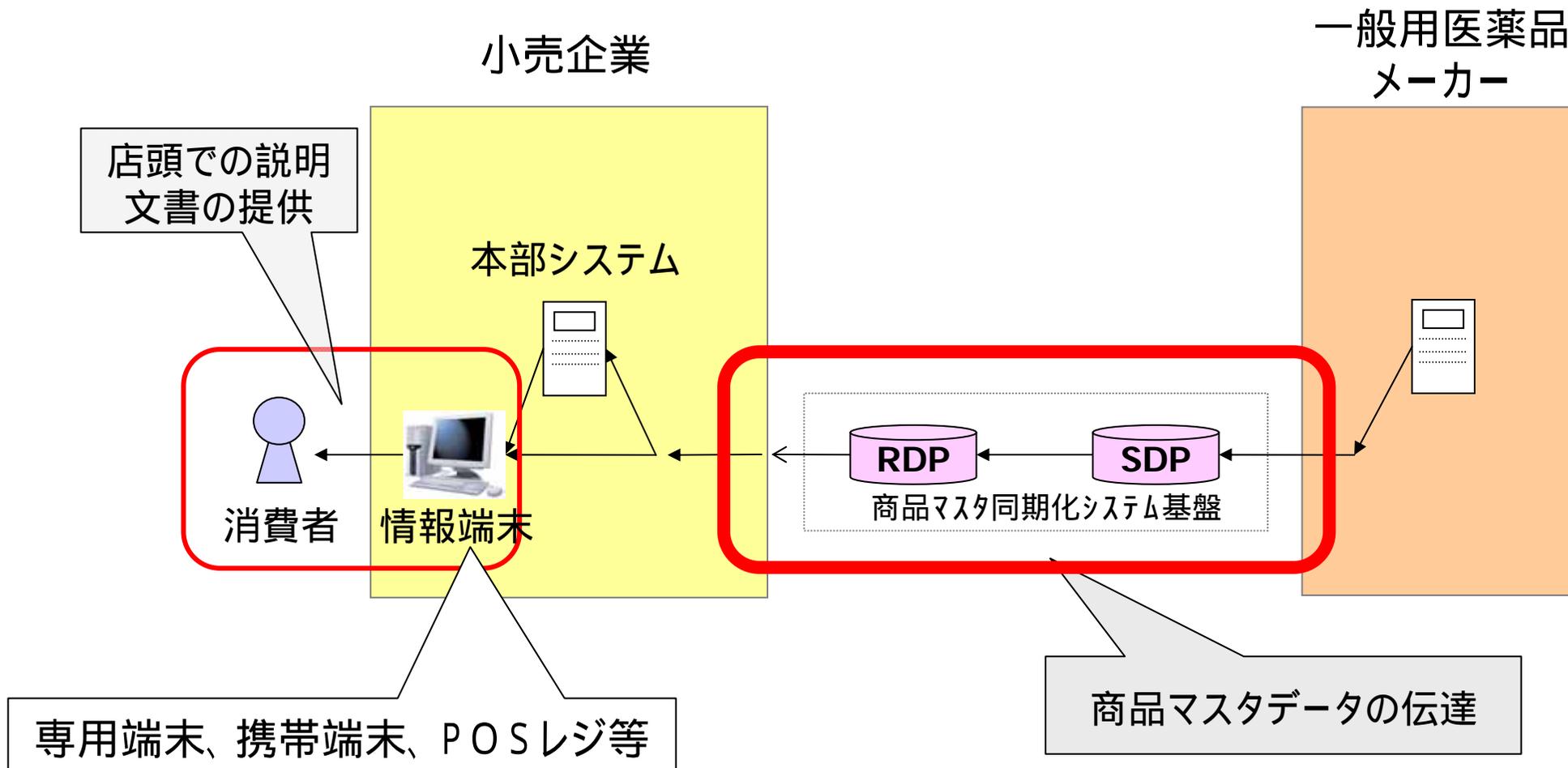
経済産業省 平成20年度
流通システム標準化事業

評価項目		機器タイプ	【凡例】			
			A4印刷(説明機器と別々)	レシート印刷(説明機器と別々)	レシート印刷(説明機器と一体)	FAX印刷
印刷物	3 -	印刷を要請してから説明文書が印刷されるまでの時間				
	3 -	説明文書(印刷物)の確認のしやすさ				
総合評価			【凡例】 業務運用可			

すべて業務運用可

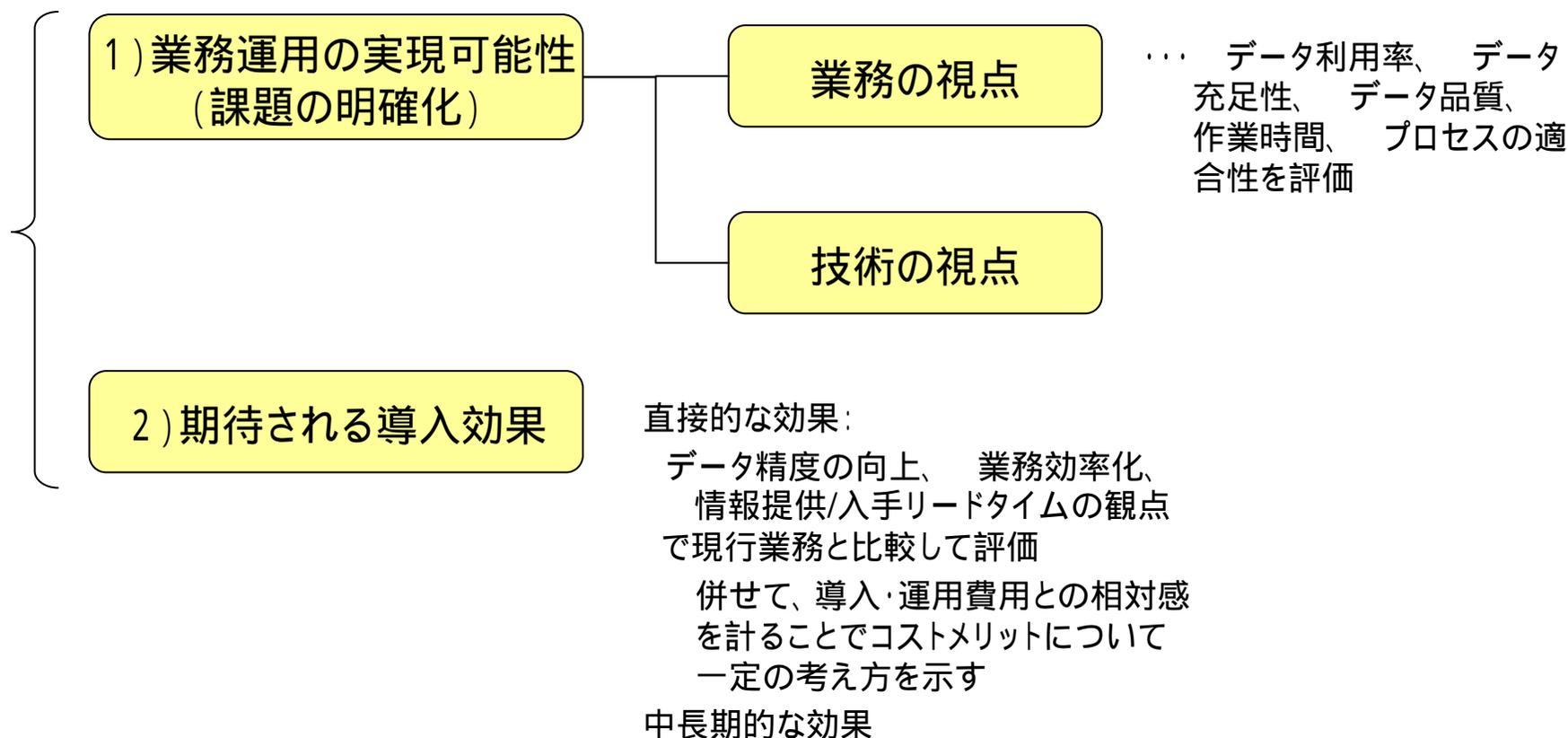
共同実証(WG1) 共同実証の全体像

経済産業省 平成20年度
流通システム標準化事業



商品マスターデータの伝達に関する共同実証 評価の基本方針

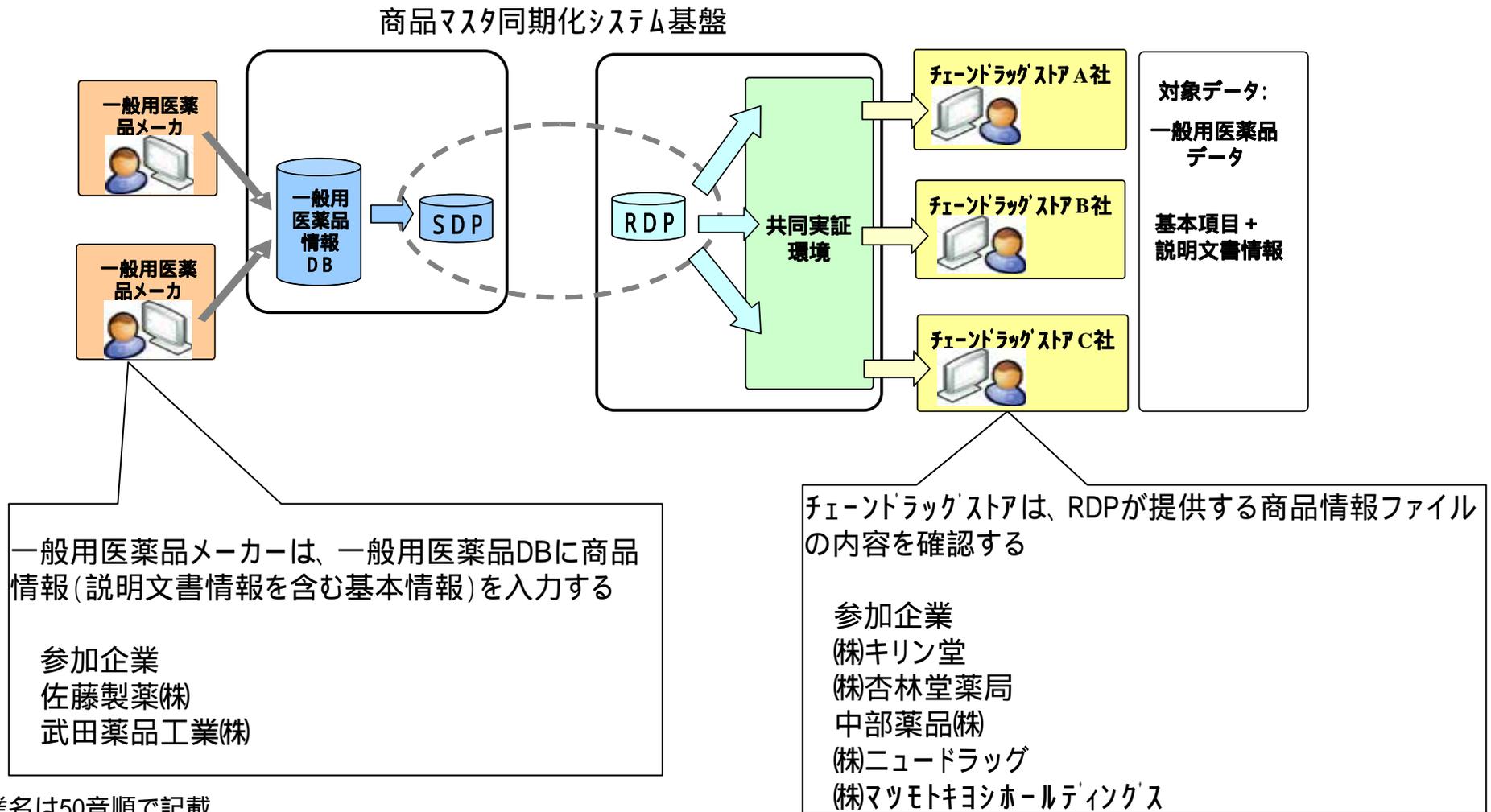
- 本共同実証では、これまで経済産業省で実施してきたマスターデータの同期化に関する実証と同様に、「業務運用の実現可能性」と「期待される導入効果」を検証。
- 「業務運用の実現可能性」は、「業務の視点」と「技術の視点」の2つの視点から検証。



商品マスタデータの伝達に関する共同実証 共同実証環境、参加企業

経済産業省 平成20年度
流通システム標準化事業

■ 共同実証を下図の環境で実施

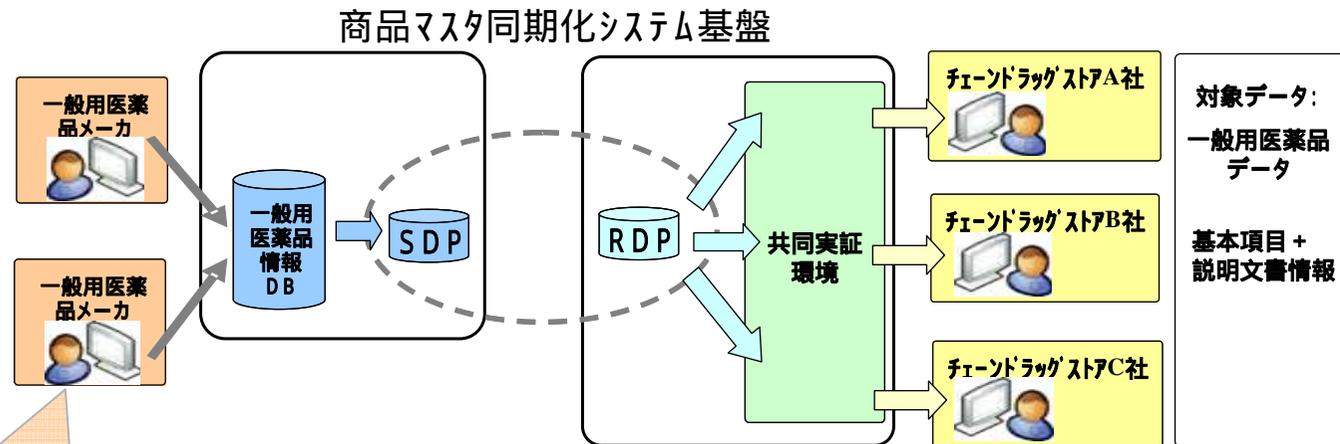


注) 企業名は50音順で記載

商品マスターデータの伝達に関する共同実証 共同実証結果

経済産業省 平成20年度
流通システム標準化事業

■ 共同実証結果の概要



メーカー

- ・マスタ項目、業務プロセスの視点から業務運用可能であることを確認
- ・項目の変換作業(手作業またはシステム)は必要であるが、取引先への情報提供の時間を含めると大幅な効率化が可能であることを確認
- ・説明文書情報の提供業務の効率化も期待

小売企業

- ・マスタ項目、業務プロセスの視点から業務運用可能であることを確認
- ・業務効率は、現状からあまり大きな変化は生じない可能性が高い
- ・むしろ、棚割り、商品探索など付加価値の高い業務への適用に期待

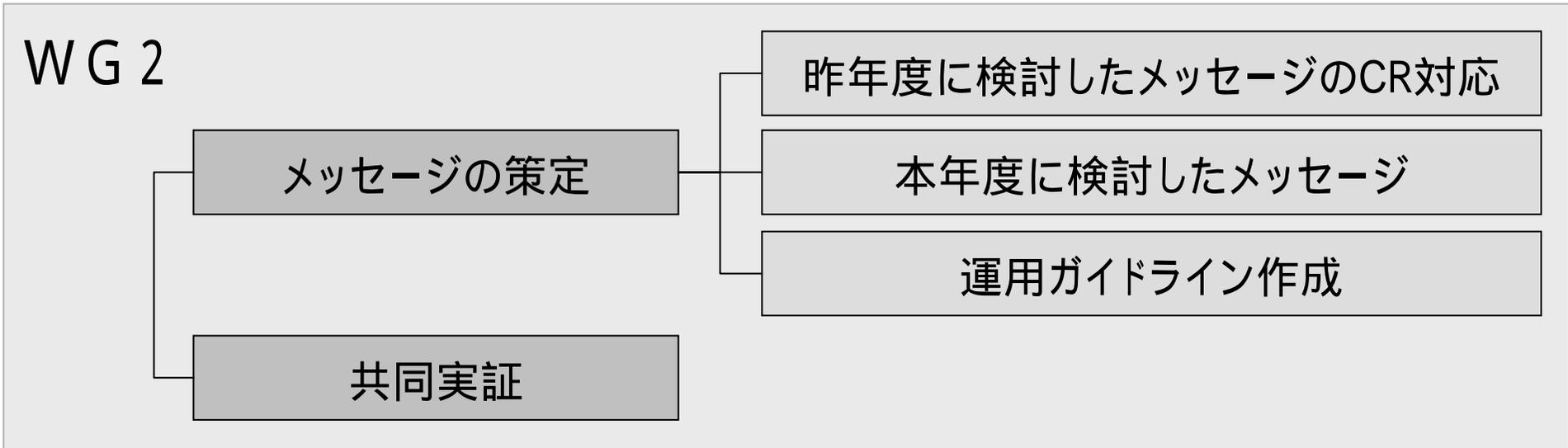
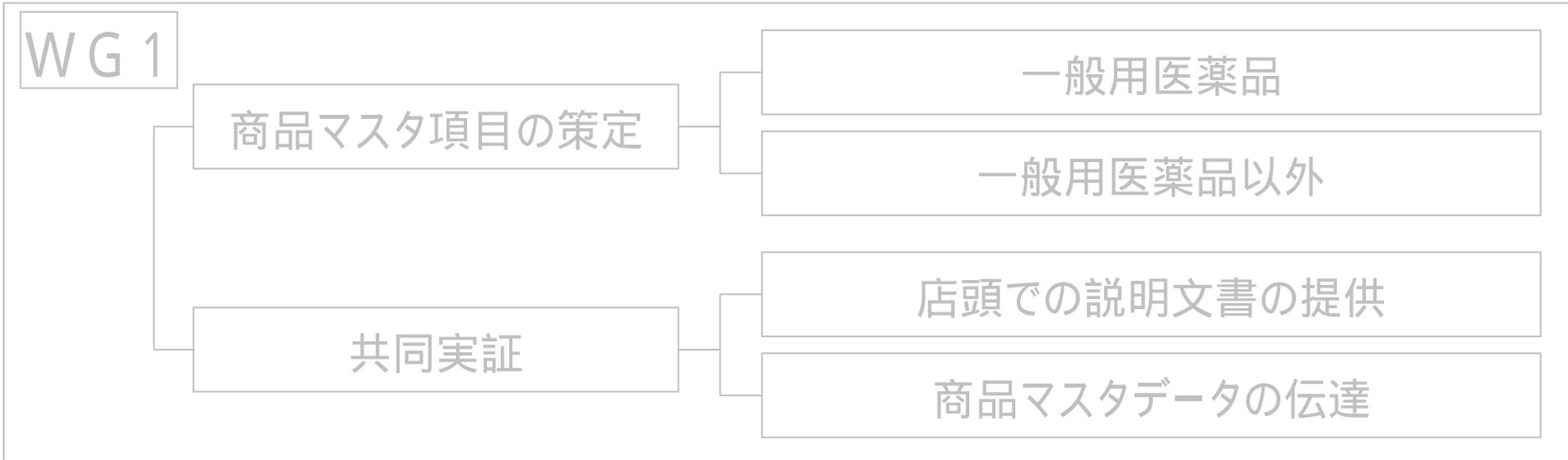
■ 業界としての課題

- 添付文書よりも簡潔で分かりやすい情報を求められる「説明文書」情報について、メーカー、卸、小売それぞれにとって効率的な情報管理を実現するための、業界全体としての運用ルールの確立が必要。

■ 個別企業の課題

- 自社のマスタ項目と標準マスタ項目との間では、使用している項目のうち約70%の項目が変換が必要であるため、この変換業務を効率的に実施できる仕組み(システム、運用プロセス)の確立が必要。
- 小売側では、従来とは異なり、RDPにアクセスして(システムあるいは手動で)情報を取得するという業務が必要となるため、この業務をバイヤーに徹底することが必要。

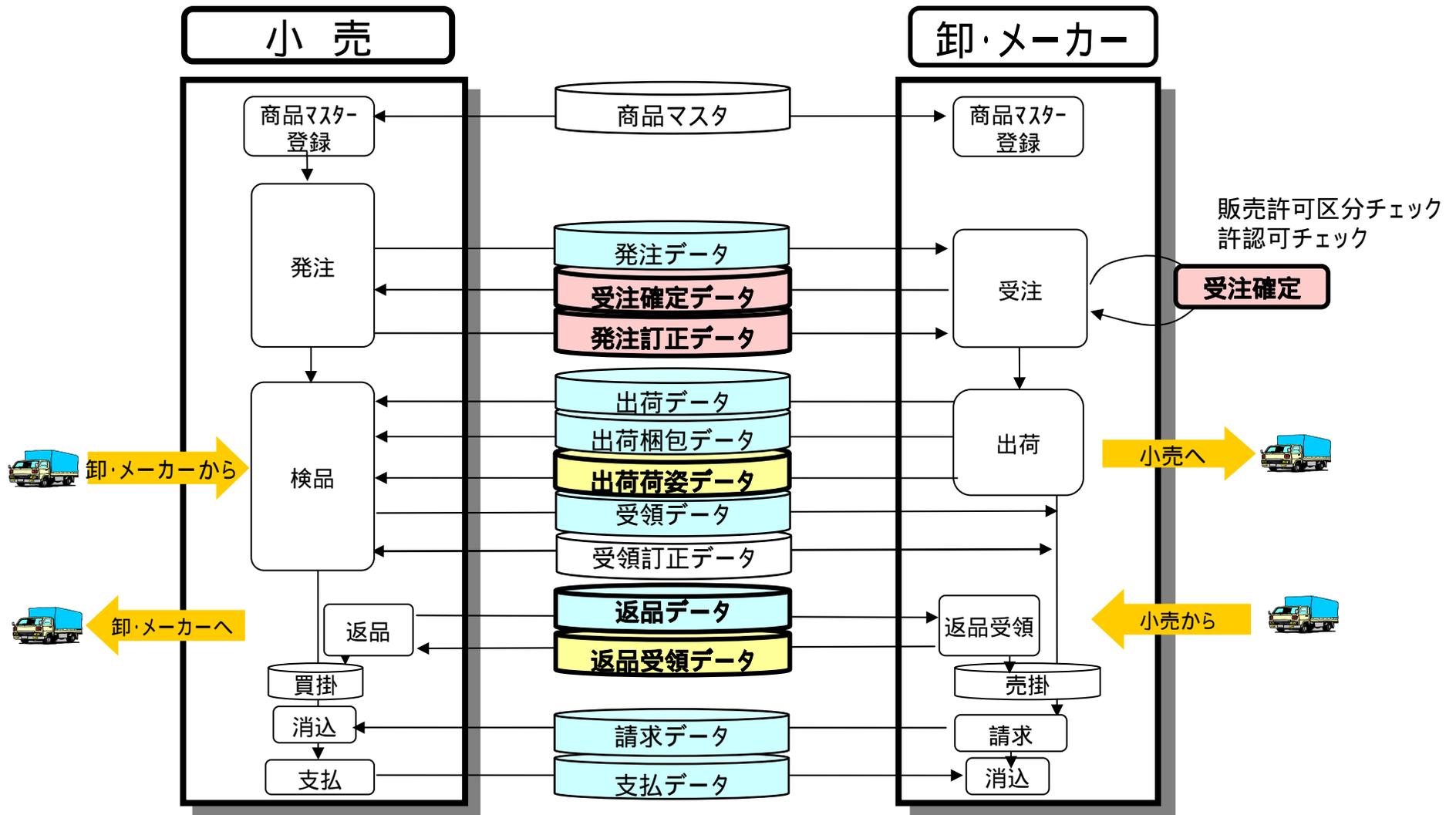
2. 本年度の検討内容



- チェーンドラッグストアの売上のうち、約4割を日用品・化粧品が、約2割を加工食品が占めている。これらの商材の取引先(卸、メーカー)は、**スーパー業界と共通**することが多い。
 - 小売側の業界によって、流通システムの標準が異なっている場合は、取引先だけでなく、サプライチェーン全体でみて効率向上が阻害されることになる。
- 一方、「中堅・中小小売企業の割合が高い」「医薬品というチェーンドラッグストア業界固有の商材が取り扱われている」等の背景から、**チェーンドラッグストア業界特有の業務プロセスが存在**していることも事実。

- したがって、基本的には、スーパー業界で策定された流通BMSをベースに検討するが、チェーンドラッグストア業界特有の業務プロセスを精査し、必要性を検討した上で、既存の流通BMSに対して変更要求を出すという方針で、検討することとした。

メッセージの策定 チェーンドラッグストア業界で検討対象とした業務プロセス



メッセージの策定

平成19年度に検討したメッセージのチェンジリクエスト対応

経済産業省 平成20年度
流通システム標準化事業

No.	チェンジリクエストの内容	影響を受ける 既存メッセージ	採否	対応
1	「発注単位」を、 必須項目から任意項目へ変更	発注、出荷、受領	棄却 (必須項目の ままとする)	「発注単位」= 1 をセット
2	「発注単位コード」を、 必須項目から任意項目へ変更	発注、出荷、受領	棄却 (必須項目の ままとする)	「発注単位コード」 を使用
3	「売単価」を、 必須項目から任意項目へ変更	発注、出荷、受領	承認	
4	「支払内容」のコードリストに、 「値増明細」を追加	請求、支払	承認	コードリスト拡張 策で対応

メッセージの策定 平成20年度に検討したメッセージ

経済産業省 平成20年度
流通システム標準化事業

検討メッセージ	検討結果
1.店別発注 - 総量納品	出荷荷姿メッセージを策定し、 チェンジリクエスト を提出
2.返品・返品受領	返品メッセージ、返品受領メッセージを策定、 チェンジリクエスト を提出
3.受領訂正	スーパー業界で検討された受領訂正メッセージを使うことを決定。
4.発注訂正	今後の利用意向および「発注訂正があれば有効」との見解を確認 しかし、システム改修費用がかさむこと、運用が非常に複雑になること から、今年度事業での検討を見送った。
5.受注確定	「小売店から発注を受けた後、薬剤師がいる店舗でないと販売できない 商品かどうかのチェックを行い、受注を確定する」という受注確定の業 務は、GLNとともに検討する必要があり、今年度事業では検討を保留 した。

メッセージの策定 平成20年度に検討したメッセージ

■ 出荷荷姿メッセージの検討に至った背景

- チェーンドラッグストア業界では、「**店別発注 - 総量納品**」プロセスが多く使われている。
 - ➡ 昨年度実施したアンケートによれば、チェーンドラッグストア業界の小売企業の4割弱で、店別発注 - 総量納品のプロセスが採用されている。
- 「店別発注 - 総量納品」プロセスとは、卸・メーカー側が、小売本部から受け取った店別発注データを、納品日等のキー項目で荷姿別(ケース、ボール、バラ等)の総量に集計した「**出荷荷姿データ**」を小売側TC(3PL)に送るというもの。小売側TCでは店別発注データと総量の出荷荷姿データを照合して店別に仕分を行い、取引計上は小売側TCでの店別仕分結果によって行われる。

- この「**出荷荷姿メッセージ**」に該当するメッセージが、既存の流通BMSに存在しないため、**新規のメッセージとして「出荷荷姿メッセージ」を検討。**

メッセージの策定 平成20年度に検討したメッセージ

■ 返品・返品受領メッセージの検討に至った背景

- チェーンドラッグストア業界では、返品が発生頻度が高いことから、返品をEDIで実施している割合が相対的に高い（5割が返品でEDIを、2割が返品受領でEDIを使用）。

(チェーンドラッグストア業界で見られる返品プロセス)

- 卸・メーカー側が、小売企業から返品データを受け取るたびに、返品対象商品を動かすと、その費用がかさむ。その費用を減らすため、**返品対象商品をある程度まとめてから動かす**という運用が見られる。
- この時、卸・メーカー側で、小売企業から日々受け取った返品データと返品対象商品を照合する作業が必要となる。照合作業でキーとなる情報として「**照合基準日**」という項目があれば、卸・メーカー側での照合作業の負荷が軽くなる。
- チェーンドラッグストア業界での返品プロセスは各社各様。しかし、「照合基準日」を使った返品プロセスが標準として策定されることで、個別仕様による運用を牽制する役割を持つ。

- 既存の返品メッセージには日付けに関する項目として、返品 of 債権・債務を確定するための「計上日」という項目がある。しかし、前述の「照合基準日」に該当する項目がないため、**既存の返品メッセージに対して、項目「照合基準日」の追加要求を行った。**

メッセージの策定

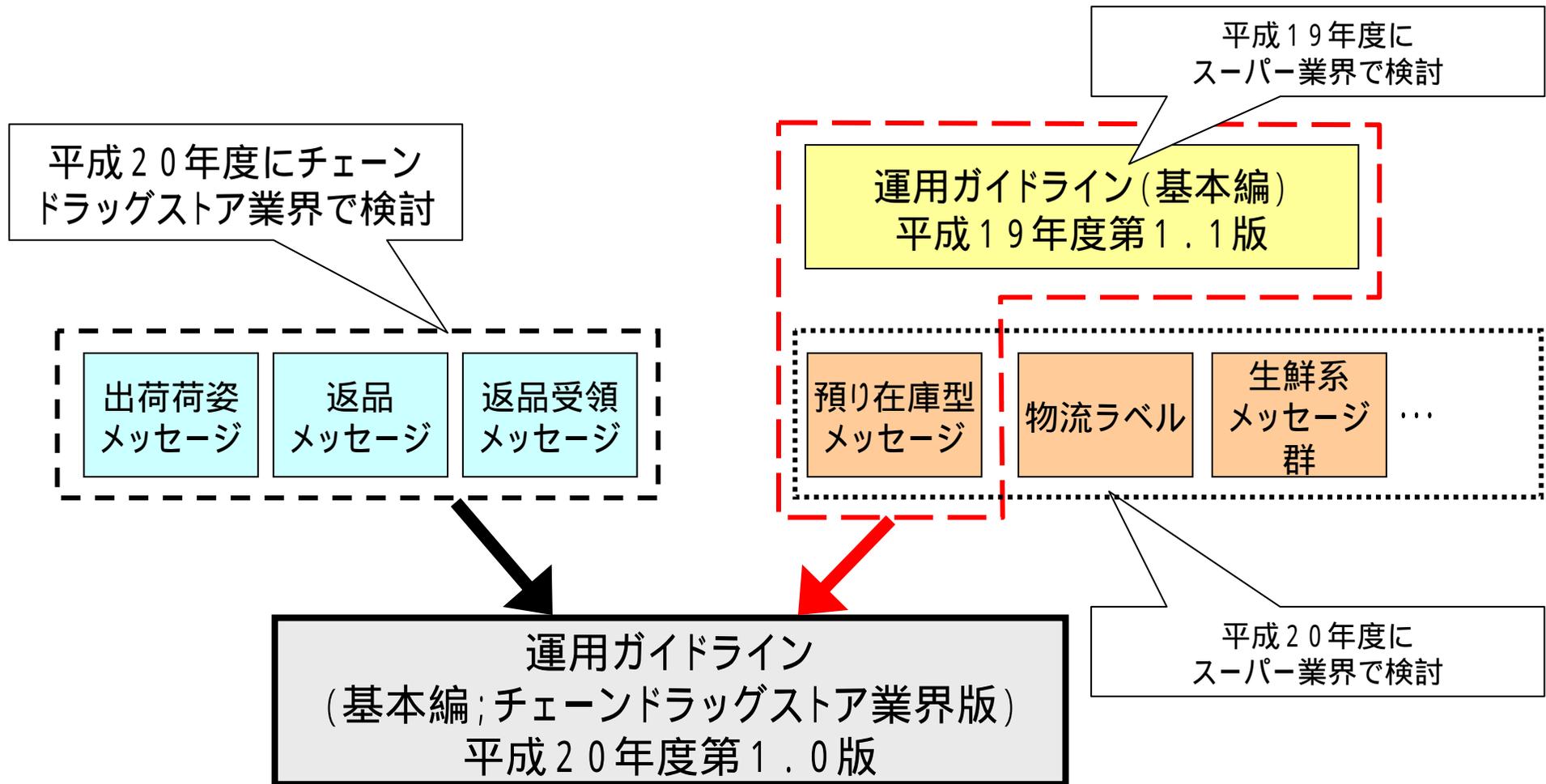
平成20年度事業で検討したメッセージのチェンジリクエスト対応

経済産業省 平成20年度
流通システム標準化事業

No.	チェンジリクエストの内容	影響を受ける 既存メッセージ	採否
1	・出荷荷姿メッセージの 新規作成 ・項目「納品先納品日区分」の コードリストを追加	— (出荷荷姿)	承認
2	・「照合基準日」「照合基準日区分」の 2項目を追加 ・「照合基準日区分」の コードリストを追加	返品	承認
3	返品受領メッセージの 新規作成	— (返品受領)	承認

メッセージの策定 運用ガイドラインの作成

- 運用ガイドライン(基本編;スーパー業界版)に、チェーンドラッグストア業界検討分を変更・追記する形で、運用ガイドライン(基本編;チェーンドラッグストア業界版)を作成。



1. 共同実証の前提および目的

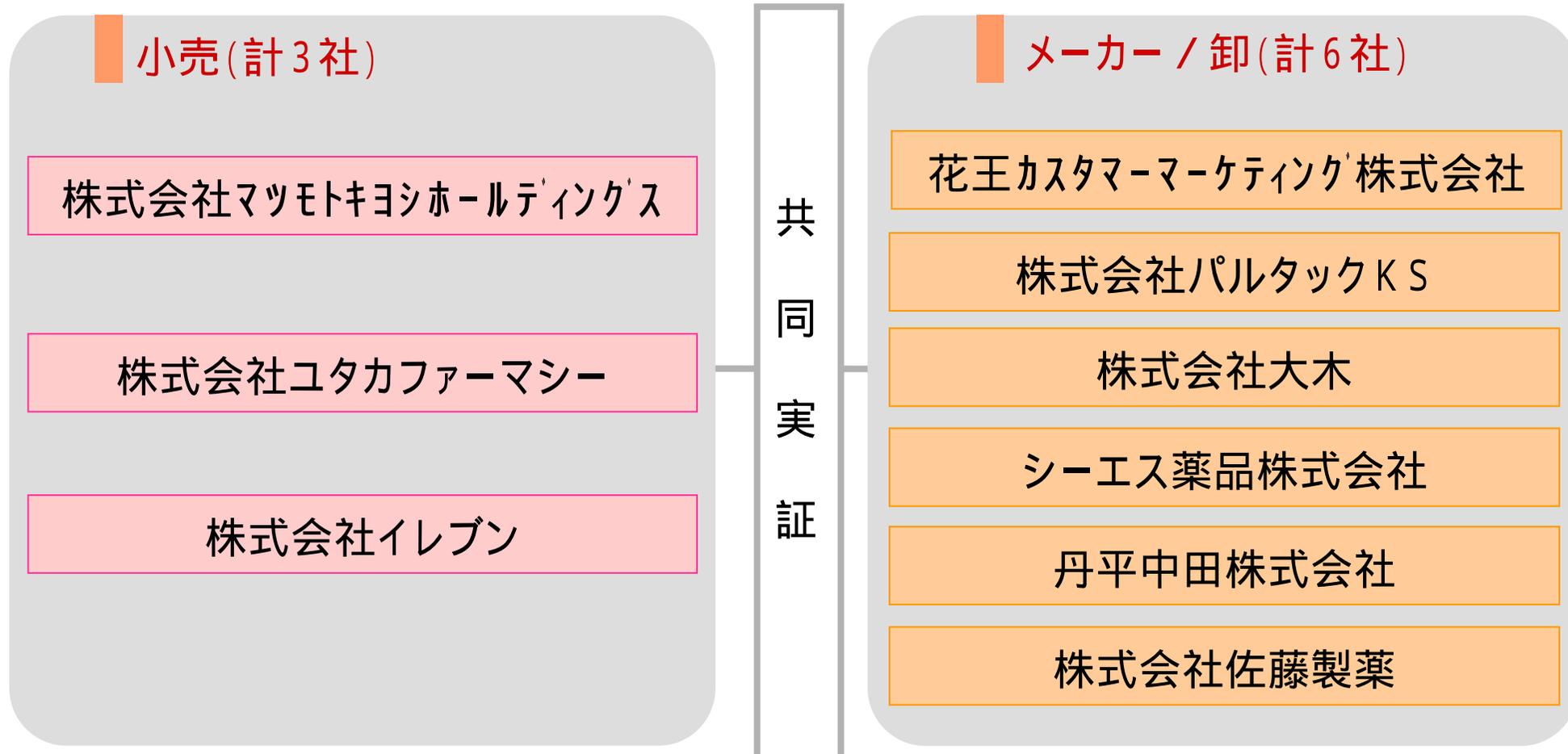
前提条件

期間	相互接続	2008年10月～2009年2月
	業務運用	2008年11月～2009年2月
商品カテゴリ	一般用医薬品、日用品	
対象メッセージ	発注・出荷・受領	共同実証で実装
	出荷荷姿、返品、返品受領	共同マッピング作業で検証
接続形態	N対N(小売対卸・メーカー) マルチベンダ環境	
プロトコル	ebXML MS、AS2、JX手順	

共同実証の目的

1. メッセージの精度向上
2. 普及拡大に向けた導入効果の検証
3. 流通BMSのインフラ基盤に関わる効果の検証

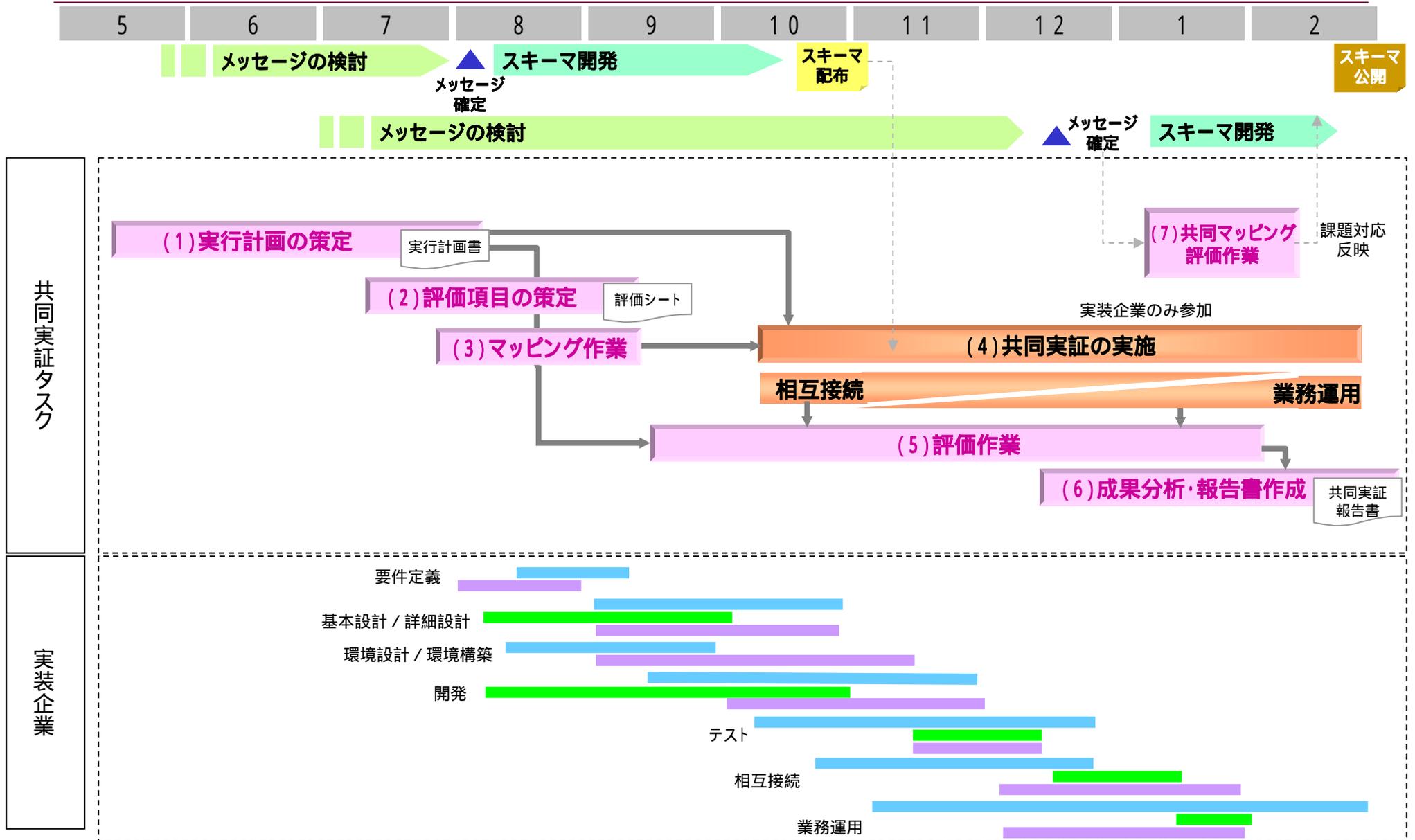
- チェーンドラッグストア業界の小売3社、メーカー / 卸6社の計9社が参加



共同実証

3. 共同実証の流れ

経済産業省 平成20年度
流通システム標準化事業



共同実証の総評

メッセージ項目、構造の充足度

メッセージ項目、構造に問題は無い。

業務プロセス適合度

業務プロセスは十分適合し、流通BMS導入による業務への効果が期待できる

システムに係る効果

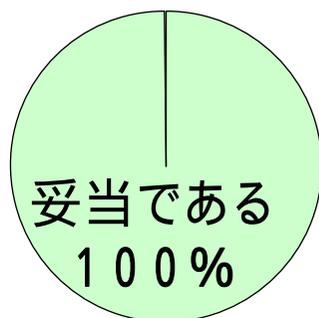
流通BMSでは個別対応プログラムの集約が図れる。

流通BMSはチェーンドラッグストア業界でも使える！

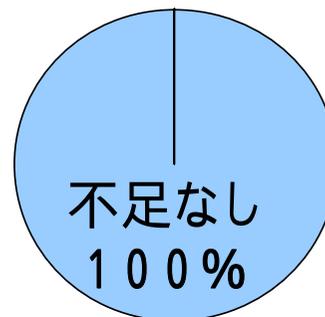
メッセージの構造、項目の充足度

■ 項目の必須 / 任意、コードリストに不足は無かった。

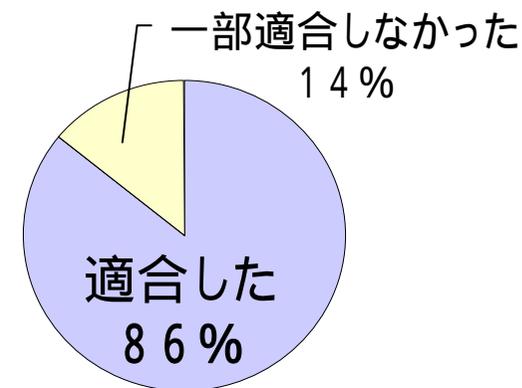
- ・メッセージ構造は十分であったが、流通BMSでは定義されていない業務等、チェーンドラッグストア業界として継続的に検討が必要。



項目の必須 / 任意の妥当性



コードリスト



メッセージ構造適合度

メッセージ構造や項目は問題なく、
チェーンドラッグストア業界でも流通BMSが使える！

業務プロセスの適合度

■ 流通BMSの導入による業務プロセスの変化

- ・データ送受信時間の短縮による効果
 - (1) 社内への情報伝達が早く実施できる。
 - (2) 通信費の削減、社内作業要員のスケジュール計画に効果が期待できる。
 - (3) 出荷作業要員の時間調整が可能となる。
 - (4) 物流現場での出荷業務への時間的余裕が確保できる。
- ・手書き伝票の削減の可能性があり、伝票入力業者への委託が減少
- ・項目の共通化により、社内システムへのデータ変換が統一され、データ変換ミスが減少

共同実証対象となる業務プロセスは適合し、
流通BMS導入による業務への効果が期待できる。

システム導入・維持・保守に関わる効果

■ 個別対応プログラムの変化

- ・流通BMSに対応する為にプログラム開発が発生したが、今後、既存の取引先様が流通BMSを導入した場合、このプログラムで対応することができる。

■ データ容量、送受信時間の変化

- ・既存データをXML化対比

発注メッセージ	10.9 倍
出荷伝票メッセージ	11.5 倍

- ・既存手順との通信時間削減率

JCA手順比	99.4%
全銀TCP-IP手順比	39.5% ~ 44.3%

システム的にはスーパー業界と同様の効果が見込めることを確認できた。

流通BMSでは個別対応プログラムの集約が図れる。
流通BMSのシステム効果を期待できる。

3. 来年度以降の活動予定

チェーンドラッグストア業界で商品マスタ項目の策定

- チェーンドラッグストア業界として必要なマスタ項目のCR提出
 - ➔許可または届出が必要となる区分群(13項目)、NPP区分、代表アイテム名

チェーンドラッグストア業界で必要なメッセージの策定

- 標準化ニーズが高まった時点で検討すべきメッセージ
 - ➔発注訂正
- 他の要素の検討に合わせてすべきメッセージ
 - ➔受注確定
- 共同マッピング作業で判明したメッセージ項目に関する課題の詳細検討
 - ➔返品メッセージおよび返品受領メッセージにおける「原価金額合計」「直接納品先コード」「直接納品先GLN」を必須項目から任意項目へ 等

チェーンドラッグストア業界での流通システム標準化の普及啓発

ご清聴ありがとうございました。